

制度改正について

以下の法令・制度変更があります。

- | |
|---|
| ①金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）が金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）に変更
②ベンチマーク金利である LIBOR 廃止 |
|---|

この制度変更に伴い、「2021-2022年学習用わかりやすい特別会員外務員試験対策テキスト」及び「2021-2022年学習用特別会員外務員試験科目別問題集」の該当箇所について、下記のとおり読替えいただきますようお願い申し上げます。

【テキスト】

第4編 金融商品取引法

箇所	旧	新
P121 中段下 行末上最終行～3行目	なお、断定的判断を提供した業者は、金融商品販売法に基づいて、	なお、断定的判断を提供した業者は、金融サービス提供法に基づいて、

第5編 金融商品の勧誘・販売に関する法律

箇所	旧	新
P139 扉 「対策」の1行目 及び4行目	金融商品販売法	金融サービス提供法
P140 上から2行目	…だけではなく、金融商品の販売等に関する法律、…	…だけではなく、金融サービスの提供に関する法律、…
P140 中段上 ①の見出し及び その1行目	① 金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法） 金融商品販売法は、…	① 金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法） 金融サービス提供法は、…
P141 中段 2 因果関係・損害 額の推定の1行目、 5行目及び7行目	金融商品販売法では、…	金融サービス提供法では、…

第12編 特定店頭デリバティブ取引等

箇所	旧	新
P232 中段下 2 ベンチマークと して用いられる金 利の1～2行目	…ベンチマークとして参照される金利は、円、ドル、ユーロの LIBOR やスワップ金利がほとんどです。	…ベンチマークとして参照される金利は、 <u>2021年後半まで円、 ドル、ユーロの LIBOR やスワップ金利がほとんどでした。しかし LIBOR というベンチマーク金利は、2021年末を以て廃止（恒 久的な公表停止）されることになりました（USD LIBOR は2023 年6月末に延期）。</u>
P233 上段□枠と<設例> の点線枠の間に追加	上段□枠と<設例>の点線枠の間に右記追加	スワップ等の店頭デリバティブ取引での参照金利は、 <u>廃止された LIBOR から原則 RFR（リスクフリーレート）に移行されます。 日本では、TONA（無担保 O/N 金利）です。</u>
P234 上段 □枠下に追加	□枠下に右記追加	なお、第2章では従来どおり LIBOR を参照金利とした例で解説 していますが、LIBOR 廃止後は参照金利として用いられません。
P234 下段 1 金利スワップの 7～8行目	取引の主流は、固定金利と…、短期プライムレート等がありま す。	削除

【科目別問題集】

第5編 金融商品の勧誘・販売に関する法律

箇所	旧	新
P76 問1、問2の 全ての問題文の 1行目	「金融商品の販売等に関する法律」では、…	「金融サービスの提供に関する法律」では、…
P160 問2の2の 解説1行目	金融商品販売法では、… 解答 ×	金融サービス提供法では、… 解答 ×

第12編 特定店頭デリバティブ取引等

箇所	旧	新
P117 問2の4の問題及 びその解答と解説	削除	
P119 問6の4の問題及 びその解答と解説	削除	
P120 問8の問題及 びその解答と解説	削除	

以上